災害に起因するやむを得ない事情により住宅用家屋の取得ができなかった場合に、「災害に起因するやむを得ない事情により贈与を受けた日の属する年の翌年3月15日までに住宅用の家屋を取得することはできなかったが、翌々年の3月15日までに住宅用の家屋を取得する見込みであり、かつ、同日までに居住(居住できない場合には同年12月31日までに遅滞なく居住)する見込みであることを約する書類で、取得予定時期の記載のあるもの」については、様式が特に定まっているわけではありませんが、参考のために一つの記載例を示せば、次のとおりです。

## 〇〇 税務署長 殿

私は、{<u>災害に起因するやむを得ない事情</u>・<u>兼型コロナウィルス感染症の影響</u>}より令和<u>O</u>年3月15日までに下記1の住宅用家屋の取得ができませんでしたが、翌年3月15日までに取得する見込みで、かつ、同日までに居住(居住できない場合には同年12月31日までに遅滞なく居住)する見込みです。

また、同家屋の取得後、遅滞なく、同家屋(その敷地である土地等を住宅取得等資金で取得した場合にはその土地等を含む。)に関する登記事項証明書【※】(省エネ等住宅に該当する場合は住宅性能証明書などの書類、建築後使用されたことのある住宅用家屋でその取得の日以前20年以内(耐火建築物の場合は25年以内)に建築されたものでない場合は耐震基準適合証明書や建築物の耐震改修の計画の認定申請書等の写しなどの書類を含む。)を提出することを約します。

記

1 住宅用家屋の所在地

所在地 〇〇市△△町〇〇番地

2 取得する予定時期

令和 O 年 △ 月 × 日

3 居住の用に供する予定時期

令和 ○ 年 △ 月 □ 日

4 災害に起因するやむを得ない事情又は新型コロナウィルス感染症の影響により、住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年3月15日までに当該住宅用家屋の取得ができなかったことを明らかにする書類として提出するもの

建築工事に係る工程表の写し

建設業者による工事遅延理由の説明書 など

例えば、新型コロナウィルス感染症の 感染拡大防止に伴い、工期が見直し された場合など

以上

令和 O 年 □ 月 × 日

住所 〇〇市△△町□□番地

【※】参考

氏名 00 00

次に掲げるいずれかの事項を税務署等に提供することにより、登記事項証明書の添付を省略することが可能となっています。

- (1) 土地にあっては、その土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びにその土地の地番
- (2) 建物にあっては、その建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びにその家屋番号
- (3) 不動産登記令第6条第1項に規定する不動産識別事項(不動産番号)

税務署長	殿

私は、{災害に起因するやむを得ない事情・新型コロナウィルス感染症の影響}により令和\_\_\_年 3月15日までに下記1の住宅用家屋の取得ができませんでしたが、翌年3月15日までに取得する見込 みで、かつ、同日までに居住(居住できない場合には同年12月31日までに遅滞なく居住)する見込み です。

また、同家屋の取得後、遅滞なく、同家屋(その敷地である土地等を住宅取得等資金で取得した場合 にはその土地等を含む。)に関する登記事項証明書(省エネ等住宅に該当する場合は住宅性能証明書な どの書類、建築後使用されたことのある住宅用家屋でその取得の日以前20年以内(耐火建築物の場合 は 25 年以内) に建築されたものでない場合は耐震基準適合証明書や建築物の耐震改修の計画の認定申 請書等の写しなどの書類を含む。)を提出することを約します。

		記	]					
1	住宅用家屋の所在地							
	所在地							
2	取得する予定時期	令和	年	月	日			
3	居住の用に供する予定時期	令和	年	月	目			
貝	災害に起因するやむを得ない事情又は 曽与により取得した日の属する年の翌年 を明らかにする書類として提出するもの	3月 15日						
								以上
					令和	年	月	月
	住所	ŕ						
		ı						